

新座市告示第 148 号

ふるさと新座館駐車場管理要綱（平成24年新座市告示第353号）第6条に規定する駐車料金に係る収納事務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、指定公金事務取扱者として、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

新座市長 並 木



受託者の住所及び名称並びに代表者の氏名
埼玉県さいたま市桜区田島九丁目31番1号
株式会社セイウン
代表取締役 黒川 晴予